

◎新潟県告示第495号

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定により、次のとおり農地を利用する権利（以下「利用権」という。）を設定すべき旨の裁定をした。

令和8年6月5日

新潟県知事 花 角 英 世

1 利用権を設定すべき農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
阿賀野市堀越字砂田778番1	田	455
阿賀野市堀越字砂田3182番1	田	24
阿賀野市堀越字市戸3964番	田	1,140
阿賀野市堀越字片田3498番1	田	868
阿賀野市堀越字片田3499番1	田	580
阿賀野市堀越字砂田3287番1	田	1,004
阿賀野市堀越字砂田3292番1	畑	50
阿賀野市堀越字砂田3410番1	畑	66
阿賀野市堀越字砂田3410番3	田	6.55
阿賀野市堀越字砂田3411番1	田	0.42
阿賀野市堀越字砂田3413番1	畑	52
阿賀野市堀越字砂田3413番子	田	16
阿賀野市堀越字砂田3414番1	田	376

2 利用権の内容

水稻栽培

3 利用権の始期及び存続期間

令和8年8月

5年

4 貸借に相当する補償金の額

89,835円

5 補償金の支払い方法

利用権の始期までに新潟地方法務局新津支局に補償金を供託する。